

社会教育関係団体等の使用に伴うマナビティーセンター減免基準について

令和8年4月1日施行予定

新			
減免の割合 免除の区分	減免団体	減免要件	備 考
9 割 減 額	1 社会教育関係団体に属する団体	(1) 美幌町スポーツ協会に加盟する団体・組織の活動であること。	会議で使用する場合は免除する。
		(2) 美幌町文化連盟加盟団体に所属する会・組織の活動であること。	
	2 単位自治会	単位自治会(単位自治会の部会活動も含む)の活動であること。	会議で使用する場合は免除とする。
	3 マナビティーセンター登録認定サークル	政治・宗教・営利営業に関与しない組織的かつ継続的な趣味教養・学習・体育関係サークルであり、教育委員会が認定した団体の活動であること。	<u>会議で使用する場合も同様とする。</u>
	4 スポーツ振興グループが認定する団体		
	5 福祉関係団体	町・美幌町社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会等に関する団体の活動であること。	
6 その他町長が特に必要と認める団体			
免 除	7 社会教育関係団体	(1) 美幌町文化連盟の活動、および文化連盟加盟団体の会議使用であること。	
		(2) 美幌町PTA連合会、 <u>および美幌町PTA連合会に所属する単位PTA</u> の活動であること。	
		(3) 美幌町スポーツ協会の活動、および美幌町スポーツ協会に加盟する団体・組織の会議使用であること。	
	8 美幌町自治会連合会、各部会	美幌町自治会連合会、美幌町自治会連合会各部会の活動であること。	
	9 美幌町青少年育成協議会および青少年育成を目的とした美幌町教育委員会が認める団体	(1) 美幌町青少年育成協議会の活動であること。	教育活動の一環として使用する場合のみとする。 <u>ただし、指導者・保護者等でお酒をとまなう交流会は減免対象外とする。</u>
		(2) スポーツ少年団の活動であること。	
		(3) マナビティーセンター及びスポーツ振興グループが認定する団体のうち、子育てサークル・子どもを活動対象としたサークルの活動であること。	
10 美幌町社会福祉協議会 美幌町シニアクラブ連合会	本町の社会福祉向上に資する団体の活動であること。	単位シニアクラブも免除とする。	
11 美幌町が公用または公共的事業で使用する場合	公用使用として、美幌町役場所管グループより申請を行うこと。		
12 町内に設置されている学校教育法に規定する幼稚園・小学校・中学校・高等学校および児童福祉法に規定する保育所	保育所、幼稚園の園長並びに各学校の校長より申請が行われる <u>事業及び活動であること。</u>		
13 その他町長が特に認める団体			

※赤字は令和8年4月1日からの変更点